

雲仙市個人情報保護法施行細則

令和5年3月22日

雲仙市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び雲仙市個人情報保護法施行条例（令和4年雲仙市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(目的外利用の手続)

第3条 法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用しようとする課（これに類する室等を含む。以下同じ。）の長は、同一実施機関の当該保有個人情報を所管する課の長に保有個人情報目的外利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

2 前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る保有個人情報を所管する課の長は、その可否を決定し、保有個人情報目的外利用（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請については、これを省略することができる。

(外部提供の手続)

第4条 法第69条第2項の規定により保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行うときは、当該保有個人情報を所管する課の長は、外部提供を受けようとするものにあらかじめ保有個人情報外部提供申請書（様式第3号）を提出させなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る保有個人情報を所管する課の長は、その可否を決定し、保有個人情報外部提供（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請を行った者に通知するものとする。

3 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人からの保有個人情報の提供依頼の場合は、前2項の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

4 緊急かつやむを得ないと認められるときは、前3項の手続は口頭によることができる。

(開示請求書等)

第5条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第4条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(4) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)
第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(開示請求)(様式第6号)によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第6条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(様式第7号)によるものとする。

- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第8号)によるものとする。

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第7条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第9号)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第8条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第10号)によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第9条 法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書(様式第11号)を交付するものとする。

- 2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第12号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続)

第10条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(法第86条第1項関係)(様式第13号)によるものとする。

- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(法第86条第2項関係)(様式第14号)によるものとする。

- 3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第15号)により行うものとする。

- 4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書(様式第16号)によるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第11条 法第87条第1項の規定により、実施機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施方法等の申出）

第12条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第17号）によるものとする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第13条 条例第3条第2項に規定する写しの交付及び送付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しの交付の際に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の費用及び令第28条第4項の規則で定める方法は、実施機関が交付する納付書で納付する方法とする。

（訂正請求書等）

第14条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の年月日

(2) 訂正請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第18号）によるものとする。

3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（訂正請求）（様式第19号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第20号）によるものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第21号）によるものとする。

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第16条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第22号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第23号)によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第18条 法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第24号)を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第25号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第19条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書(様式第26号)によるものとする。

(利用停止請求書等)

第20条 条例第4条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 利用停止請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第27号)によるものとする。

3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項に規定するその資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(利用停止請求)(様式第28号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第29号)によるものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第30号)によるものとする。

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第22条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第31号)によるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第32号)によるものとする。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(雲仙市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 雲仙市個人情報保護条例施行規則（平成17年雲仙市規則第15号）は、廃止する。

別表（第13条関係）

区分	金額
複写機及び電磁的記録を用紙に出力したものによるもの（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙のものに限る。）	白黒のとき 1枚につき10円
	カラーのとき 1枚につき50円
上記以外のもの	実費を勘案し、実施機関が定める額
写しの送付に要する費用	写しの送付に要する実費額

備考

- 1 写しの作成において、1枚の用紙に両面複写をした場合の費用については、2枚として計算する（カラーについては、両面複写を行わない。）。
- 2 図面等の写しの作成を業者に委託した場合の費用については、その委託の額とする。